

建築物の解体作業などを行う事業者の皆さまへ

建築物の解体等における石綿対策

～石綿障害予防規則を解説します～

事業者は、建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修などを行うに当たり、石綿が使用がされているか**事前に調査**する必要があります。

石綿があった場合は、**労働者の石綿粉じんへのばく露防止**のため、**石綿障害予防規則に定める措置**を行う必要があります。

対象作業

建築物、工作物、鋼製の船舶の
〔 解体、破碎、改修 または
石綿の除去、封じ込め・囲い込み

※上記のうち封じ込め・囲い込みは、吹き付け石綿や石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材が対象です。これ以外の場合であっても、IV～VIIの規定の一部は、すべての石綿取扱い作業に適用されます。

石綿（アスベスト）とは

石綿は、耐熱性に優れているなどの特性があるため、建築材料を中心に、さまざまな用途に使用されてきました。

石綿の粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を発生させるおそれがあります。

●石綿肺（じん肺の一種）

肺が線維化するもので、せきなどの症状があり、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

●肺がん

肺にできる悪性の腫瘍です。

●胸膜、腹膜などの中皮腫（がんの一種）

肺を取り囲む胸膜などにできる悪性の腫瘍です。

現在はその製造、輸入、譲渡、提供、使用が法令により全面的に禁止されています。

石綿則に基づく措置の流れ

I 発注者などからの情報提供

※石綿なしの場合も含む

II 事前調査の実施と結果の揭示

※石綿なしの場合も含む

石綿使用あり
（「使用あり」とみなした場合を含む）

III 作業計画の作成、労働基準監督署への届出

※特定の建材を除去するなど一部の作業が対象

IV 隔離・立入禁止などの作業前の準備

V 作業中の措置（作業方法）

作業者は保護具などを着用しなければなりません。

VI 作業後の清掃など

作業に使用した器具や保護具などについては、付着したものを除去しなければ、作業場外に持ち出すことはできません。

VII 石綿作業の資格・教育・健康診断・記録

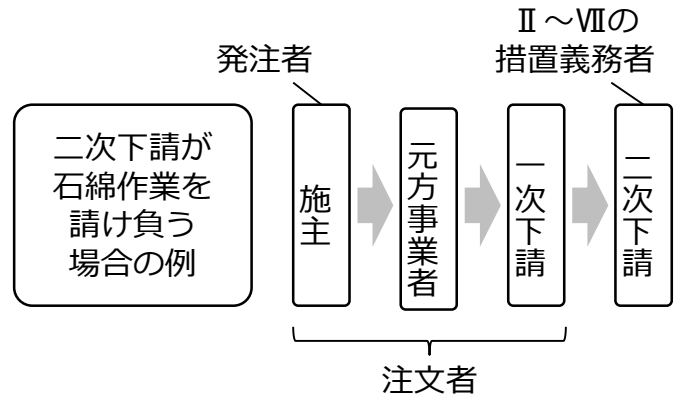


石綿から労働者の健康を守るため必要な対策

I. 発注者などからの情報提供（石綿則第8条、第9条）

p.1の対象作業の**発注者**は、その建築物等の設計図書、過去の調査記録などによる石綿含有建材の使用状況について、工事の請負人に対し通知するよう努めなければなりません。

p.1の対象作業の**注文者**は、作業を請け負った事業者が労働安全衛生法令を遵守できるような契約条件（解体方法、費用、工期など）となるよう配慮しなければなりません。



II. 事前調査の実施と結果の揭示（石綿則第3条）

1. 事前調査

p.1の対象作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を目視、設計図書などにより調査しなければなりません。

- 建築物石綿含有建材調査者など、石綿に関し一定の知見を持ち、的確に判断できる者が行うこと。
- 建材などの使用箇所、種類などを網羅的に把握できるよう行うこと。

上記の調査では石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、**分析調査**しなければなりません。ただし、石綿が吹き付けられていないことが明らかであり、石綿が使用されているとみなして石綿則に基づく対策を行う場合、分析調査の必要はありません。

- 補修、増改築がなされている場合や色の違いなどから複数回の吹き付けが疑われるときは、吹き付けられた場所ごとに試料を採取して判断すること。試料は、表面にとどまらず下地近くまで採取すること
- 分析は、**十分な経験と必要な能力を持つ者**が行うこと
- 分析は、日本工業規格（JIS）A1481-1、A1481-2、A1481-3、A1481-4 または同等以上の方法を用いること

2. 調査結果の記録・揭示

事前調査（分析を含む）の結果を記録しなければなりません。また、調査を終了した日、調査の方法、結果の概要について、**作業場の見やすい箇所に揭示**しなければなりません。

※石綿が無かった場合も必要です。

- 調査結果として、次の項目を記録しなければなりません。この時、写真や図面を添付し、調査した箇所を明らかにすることが望めます。

【調査結果の記録項目】

- ・事業場の名称
- ・建築物等の種別
- ・発注者からの通知の有無
- ・調査方法および調査箇所
- ・調査結果（分析結果を含む）
- ・調査者氏名および所属
- ・調査を終了した年月日
- ・その他必要な事項

- 上記項目のうち、**太字の項目**について作業場に揭示すること。揭示に当たっては、労働者はもちろん、周辺住民にも配慮した、見やすい位置に揭示することが望めます。（次ページのモデル様式参照）
- 調査結果の記録は、原本または写しを作業場に備え付けること。
- 調査結果の記録は40年間保存すること。

事前調査の結果の掲示方法（モデル様式）

【木造建築物の解体など】

石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役 ▲▲
建築物等の種別： 一般住宅
調査方法： 設計図書の確認および現場における目視
（調査箇所） （1階、2階、天井裏、屋根）
発注者からの通知 有り（施工記録）
調査結果： 石綿の含有なし
調査者氏名および所属： ○○ ○○（石綿作業主任者技能
調査終了年月日： 平成 年 月 日

【RC建築物の解体など】

石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役 ▲▲
建築物等の種別： ビル
調査方法： 設計図書の確認、現場における目視および石綿含有率の分析
（調査箇所） （1階から5階まで）
発注者からの通知 有り（設計図書と改修記録）
調査結果： （1階）アモサイト %、クロシドライト %
（2階）アモサイト %
（3階）アモサイト %
（4階）アモサイト %
（5階）アモサイト %
詳細は、分析結果報告書による。
調査者氏名および所属： ○○分析化学（株）（○○（Aランク認定分析技術者））
調査終了年月日： 平成 年 月 日

Ⅲ. 作業計画の作成、労働基準監督署への届出

1. 作業計画の作成（石綿則第4条）

Ⅱの1による事前調査の結果、石綿が使用されていたとき及び使用ありと見なした場合は、次の事項について**作業計画**を定め、それに沿って作業を行わなければなりません。

- (1) 作業の方法、順序
- (2) 石綿粉じんの発散を防止・抑制する方法
- (3) 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

2. 労働基準監督署への届出（安衛則第90条、石綿則第5条）

p.1の対象作業のうち、次の作業は、解体等作業の現場を管轄する労働基準監督署へ届出を行わなければなりません。

- (1) 耐火／準耐火建築物の吹き付け石綿の除去作業は、**工事開始前の14日前までに、安衛則様式第21号（建設工事計画届）**など関係書類を提出
- (2) ① 吹き付け石綿、石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業（上記（1）該当を除く）
② 吹き付け石綿や石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の封じ込めや囲い込みの作業
については、**工事開始前までに、石綿則様式第1号（建築物解体等作業届）**など関係書類を提出

Ⅳ. 隔離・立入禁止などの作業前の準備

1. 隔離・立入禁止（石綿則第6条、第7条、第15条）

建築物や鋼製の船舶の解体などの作業について、p.7の表に示す「作業前からの準備」の「隔離」、「作業員以外立ち入り禁止」、「関係者以外立ち入り禁止」の適用を受ける場合は、(1)～(3)の措置を行わなければなりません。

(1) 作業場所の隔離と負圧の保持

吹き付け石綿の除去、保温材等の切断を伴う除去作業は、特に石綿粉じんの発生量が多く、隣接した場所で作業を行う労働者のばく露を防止するため、以下の措置が必要になります。ただし、同等以上の効果のある措置を行う場合は、この限りではありません。

・作業場所の隔離

- 出入口および集じん・排気装置の排気口を除き、プラスチックシートで密閉※すること
※床面は厚さ0.15mm以上のプラスチックシートを二重に貼り、壁面は厚さ0.08mm以上のプラスチックシートを貼り、折り返し面（留め代）として30cm～45cm程度確保すること
- 隔離空間は、負圧に保つため、作業に支障がない限り小さく設定すること
- 吹き付けられた石綿の下の天井板や、吹き付けられた石綿の近くの照明など附属設備を除去するに当たっては、除去の前に隔離などを行うこと

○作業開始前に、隔離が適切で漏れがないことを、全てのプラスチックシートについて目視とスモークテスターで確認すること

・ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置と要件

- フィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ、HEPAフィルタ）式のものを設置すること
- 隔離空間内部の空気を1時間に4回以上排気する能力を有するものとする
- 効率よく排気できるよう可能な限り前室と対角線上の位置に設置すること
- 内部の空間を複数に隔てる壁がある場合などは、吸引ダクトを活用して十分に排気がなされるようにすること

・前室

○作業場所の出入口に前室を設置すること。前室に洗身室、更衣室を併設すること。

・集じん・排気装置の点検

○集じん・排気装置について、排気口からの石綿粉じんの漏えいの有無を、粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）や繊維状粒子自動測定機（リアルタイムモニター）を使用し、定期的に点検・確認すること

・隔離空間の負圧の保持の点検

○前室を含む隔離空間について、集じん・排気装置を稼働させた状態で、前室の出入口で、スモークテスターまたはマンオメーターなどを使用し、負圧が保たれていることを、定期的に点検・確認すること

○隔離状況の確認・保守点検は、作業経験のある石綿作業主任者など、集じん・排気装置の取扱い、石綿による健康障害の防止について知識、経験を持つ者が行うこと

・隔離に係る異常時の措置

○隔離空間外部への漏えいなどの異常が確認されたときは、直ちに作業を中止し、電動ファン付き呼吸用保護具などを着用した者以外を立入禁止し、集じん・排気装置の補修などを行うこと

・その他の留意事項

隔離空間への入退室時に必要な措置

○入退室時の出入口の覆いの開閉時間は最小限にすること。中断した作業の再開の際に集じん・排気装置の電源を入れるために入室するに当たっては、特に注意すること

○作業を一時中断し、集じん・排気装置を停止するときは、空中に浮遊する粉じんが外部に漏えいしないよう、作業中断後1時間半以上、装置を稼働させて集じんした後、停止すること

○退室時、エアシャワーなどにより洗身室での洗身を十分に行うこと

その他

○隔離空間が強風の影響を受ける場合には、木板・鉄板などを設置すること

○作業を迅速に行い、除去漏れなどを防ぐため、隔離空間の内部では十分な照度を確保すること

○集じん・排気装置の保守点検を定期的に行い、実施事項・結果・日時・実施者を記録すること

(2) 作業場所の作業員以外の立入禁止

作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。また、p.2の図に例示する元方事業者が特定元方事業者に該当する場合は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整などの必要な措置を取らなければなりません。

(3) 作業場の関係者以外の立入禁止

関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

2. 飲食喫煙禁止、有害性等の掲示（石綿則第33条、第34条）

石綿を取り扱う作業場での労働者の**飲食喫煙を禁止**し、かつ、その旨を作業場の**見やすい箇所に掲示**しなければなりません。

また、作業場には、**以下の事項**を、労働者が**見やすい箇所に掲示**しなければなりません。

- | | | |
|---|-----------------|--------------|
| ┌ | ・石綿を取り扱う作業場である旨 | ・石綿の人体に及ぼす作用 |
| | ・石綿の取り扱い上の注意事項 | ・使用すべき保護具 |

3. 洗身や更衣のための設備（石綿則第31条）

洗眼やうがいのできる洗面設備、洗濯のための設備を設けなければなりません。

V. 作業中の措置（作業方法）

1. 保護具の着用（石綿則第14条、第44条、第45条）

建築物などの解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込めまたは囲い込みの作業をするときは、労働者に①呼吸用保護具、②作業衣または保護衣、を使用させなければなりません。

（呼吸用保護具・着衣の選定）

作業内容	作業場所	呼吸用保護具	着衣
石綿の除去・封じ込め・囲い込みの作業	隔離空間内部	電動ファン付き呼吸用保護具、またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器、もしくは送気マスク	フード付き保護衣
	隔離空間外部	取替え式防じんマスク(RS3またはRL3)と同等以上のもの	保護衣または作業着
取替え式防じんマスク(RS2またはRL2)と同等以上のもの			
上記以外の作業		使い捨て防じんマスクと同等以上のもの	

2. 湿潤化（石綿則第13条）

上記1.の作業を行うときは、著しく困難な場合を除き、石綿を湿潤な状態にしなければなりません。

石綿含有建材内部に浸透する飛散抑制剤、または表面に皮膜を形成し残存する粉じんの飛散を防止する粉じん飛散防止処理剤を使用するようにしましょう。



3. 石綿含有成形板などの除去方法

- 大きいため運搬できないなどやむを得ない場合を除き、破砕などを行わずに除去するようにしましょう。
- せん孔箇所などへの適量の水、または薬液の散布による湿潤化を行わなければなりません。
- 石綿の粉じんの飛散を防止し、関係者以外の入場を制限するため、作業場所の周囲を養生シートなどで囲うことが望ましいです。

4. 石綿含有シール剤の取り外し

- 配管などのつなぎ目に使われる石綿を含有したパッキンなどのシール材の取り外しを行うに当たっては、原則として湿潤化し、破損させないようにしましょう。
- 固着が進んだ配管などのシール材の除去を行うに当たっては、十分に湿潤化させ、グローブバッグなどによる隔離を行うようにしましょう。

VI. 作業後の清掃など

1. 清掃（石綿則第6条）

作業場所の隔離を行った際は、隔離を解除する前に次の措置を講じなければなりません。また、これらの作業中は、労働者に呼吸用保護具を着用させなければなりません。

①隔離作業場所内の石綿粉じんを処理すること

※清掃は、HEPA（ヘパ）フィルタ付き真空掃除機で行うこと

※清掃や噴霧作業終了後、1時間半以上（注）集じん・排気装置を稼働させ、集じんを行うこと

（注）含有する石綿の種類、浮遊状況により、確実な集じんが行われるのに十分な稼働時間を設定すること

②吹付け石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材を除去した部分は、湿潤化すること

※湿潤化は、粉じん飛散防止処理剤の噴霧などにより行うようにしましょう。

2. 容器（石綿則第32条）

石綿を運搬・貯蔵するときは、石綿の粉じんが発散するおそれがないように、**堅固な容器・確実な包装**を使用し、石綿が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を見やすい箇所に表示しなければなりません。その**保管は、一定の場所**を定めなければなりません。
また、石綿の運搬、貯蔵等のために使用した容器・包装についても、同様の措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。

3. 工具等からの付着物の除去、衣服の隔離保管（石綿則第32条の2、第46条）

保護具は、他の衣服から隔離して保管しなければなりません。保護具、足場、器具、工具などは、作業場外に持ち出す前に、**付着した物を除去**するか、または**廃棄のため梱包**しなければなりません。

Ⅶ. 石綿作業の資格・教育・健康診断・記録

1. 特別教育（安衛則第36条、石綿則第27条）

p.1の対象作業に従事する労働者に、あらかじめ、次の項目について**教育**を行わなくてはなりません。

- (1) 石綿の有害性（30分以上）
- (2) 石綿を含む製品の使用状況（1時間以上）
- (3) 石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間以上）
- (4) 保護具の使用状況（1時間以上）
- (5) その他石綿を含む製品のばく露の防止に関し必要な事項（1時間以上）



2. 作業主任者の選任（石綿則第19条、第20条、安衛則第17条、第18条）

技能講習を修了した者のうちから、**石綿作業主任者を選任し**、①作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること、②保護具の使用状況を監視すること、を行わせなければなりません。

作業主任者の氏名と実施事項を、作業場の見やすい箇所への掲示、腕章や特別の防止の着用などにより、**関係労働者に周知**しなければなりません。

※2名以上選任する場合は、あらかじめ、分担を定めることが必要です。

3. 特殊健康診断（石綿則第40条、第43条、じん肺法）

石綿の発散する場所における業務に常時従事する／した労働者に対し、次のときに、**石綿に関する健康診断**を行わなければなりません。

- ・その労働者が石綿業務を初めて行うとき（雇入れ時または石綿業務への配置替え時）
- ・その後、6か月以内ごとに1回ずつ（退職まで、石綿業務を離れた後も含む）

また、その後遅滞なく、石綿健康診断結果報告書を**労働基準監督署長に提出**しなければなりません。
加えて、じん肺に関する健康診断を行わなければなりません。

4. 作業の記録（石綿則第35条）

P1の対象作業に従事した労働者について、**氏名、作業の概要、従事期間**、設備の故障等により石綿粉じんを大量に吸引するなどの事態が発生した場合はその概要等を記録し、**40年間保存**しなければなりません。

（参考）石綿が使用されている建築物を使用・所有する事業主の義務

事業者は、その労働者を就業させる建築物などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発散させ、**労働者がその粉じんにはく露するおそれがある**ときは、その石綿の**除去、封じ込め、囲い込み**の措置を取らなければなりません。

※**臨時に就業させる場所**では、**労働者に、呼吸用保護具と保護衣または作業衣**を使用させなければなりません。

石綿の除去などの作業についての規制の体系

この表は、建築物などの解体などの作業時に、石綿則がどのように適用されるかを示したものです。作業を行う際の参考にしてください。

		除去				その他の材料	封じ込め	囲い込み	
		吹き付けられた石綿		保温材、耐火被覆材、断熱材			吹き付けられた石綿、保温材、耐火被覆材、断熱材	吹き付けられた石綿、保温材、耐火被覆材、断熱材	
		耐火建築物・準耐火建築物	その他の建築物	切断などを伴う	切断などを伴わない			切断などを伴う	切断などを伴わない
調査計画	事前調査(第3条)	○	○	○	○	○	○	○	○
	作業計画(第4条)	○	○	○	○	○	○	○	○
	届出(◎安衛則90条)(○石綿則5条)	◎	○	○	○		○	○	○
作業前からの準備	隔離(第6条)	○	○	○	※		○	○	
	作業者以外立入禁止(第7条)				○				○
	関係者以外立入禁止(第15条)	○	○	○	○	○	○	○	○
作業中の措置	保護具の着用(第14条)	○	○	○	○	○	○	○	○
	湿潤化(第13条)	○	○	○	○	○	○	○	○
資格教育健康診断	特別教育(第27条)	○	○	○	○	○	○	○	○
	作業主任者(第19条)	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康診断(第40条)	○	○	○	○	○	○	○	○

※印は、大気汚染防止法施行規則で、養生または同等以上の措置が必要とされています。

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル

さらに詳細な内容は「解体マニュアル」をご覧ください。

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル

関係法令

●「環境省 石綿(アスベスト)問題への取組」

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/>

大気汚染防止法(大防法)では、特定建築材料(吹付け石綿等)が使用されている建築物や工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出および作業基準の遵守を義務づけています。

廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃掃法、廃棄物処理法)では、廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

環境省 石綿

●「アスベスト問題への対応—国土交通省」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>

建築基準法では、建築物の大規模な増改築時に吹付け石綿や石綿含有吹付けロックウールを除去する義務などが定められています。

建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)では、他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

国土交通省 石綿

石綿障害予防規則に定める措置事項（抜粋）

1 事前調査（第3条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②石綿の封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときはあらかじめ、当該建築物等について、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果、使用の有無が明らかとならなかったときは、さらに分析調査し、これらの調査結果を記録し、また、これらの調査結果の概要等について揭示しなければなりません。

ただし、石綿が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているものとみなし、法令に定める措置を講ずるときは、分析調査についてはこの限りではありません。

2 作業計画（第4条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときはあらかじめ以下に示した作業計画を定め、その計画により作業を行うとともに、労働者に周知させなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 作業を行う労働者への石綿の粉じんのばく露を防止する方法

3 作業の届出（第5条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業における石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、②石綿の封じ込め又は囲い込みの作業、③これらに類する作業、を行うときは、あらかじめ、労働基準監督署長に届書等を提出しなければなりません。

4 吹き付けられた石綿の除去等に係る措置（第6条関係）

①石綿が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業における当該石綿を除去する作業、②切断等を伴う石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、③石綿の封じ込め又は切断等を伴う囲い込みの作業、を行う場合には、それらの作業を行う場所のそれ以外の作業を行う作業場所からの隔離や集じん排気装置の使用、作業場所・前室の負圧の保持、作業場所の出入口における前室の設置、洗身室と更衣室の併設、漏えいなどの点検をしなければなりません。

5 切断等を伴わない保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置（第7条関係）

①切断等を伴わない石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、②切断等を伴わない囲い込みの作業、に労働者を従事させるときは、原則として作業場所に作業従事労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

特定元方事業者は、他の作業が保温材等の除去作業と同一の場所で行われるときは、除去作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業時間帯の調整等の措置を講じなければなりません。

6 石綿の使用の状況の通知（第8条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込み作業、を行う仕事の発注者は、その請負人に対し、当該仕事に係る建築物等における石綿の使用状況等を通知するよう努めなければなりません。

7 建築物の解体工事等の条件（第9条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の注文者は、石綿の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用、工期等について、法及びこれに基づき命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

8 建築物等に吹き付けられた石綿の管理（第10条関係）

事業者は、その労働者を就業させる建築物又は船舶に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。

当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿については、事業者又は工場の用に供される建築物の貸与者が同様の措置を講じなければなりません。

9 労働者を臨時に就業させる建築物等における措置（第10条関係）

労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。

10 石綿の切断等の作業に係る措置（第13条、第14条関係）

以下のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、原則石綿を湿潤な状態のものとするとともに、石綿の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければなりません。また、呼吸用保護具、作業衣（又は保護衣）を使用させなければなりません。

- ① 石綿の切断、穿孔、研磨等の作業
- ② 石綿を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- ③ 石綿の封じ込め又は囲い込みの作業
- ④ 粉状の石綿を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- ⑤ 粉状の石綿を混合する作業
- ⑥ ①～⑤の作業において発散した石綿の粉じんの掃除の作業

11 立入禁止措置（第15条関係）

石綿を取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

12 石綿作業主任者の選任（第19条、第20条関係）

石綿を取り扱う作業については、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、以下の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を点検すること。

13 特別の教育（第27条関係）

①石綿が使用されている建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、所定の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければなりません。

14 掃除の実施（第30条関係）

作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければなりません。

15 洗浄設備（第31条関係）

石綿を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません。

16 容器等（第32条関係）

石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿の保管については、一定の場所を定めなければなりません。

石綿の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。

17 使用された工具等の付着物の除去（第32条関係）

石綿を取り扱うために使用した足場、器具、工具等について、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではありません。

18 喫煙等の禁止（第33条関係）

石綿を取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。

19 掲示（第34条関係）

石綿を取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

- ① 石綿を取り扱う作業場である旨
- ② 石綿の人体に及ぼす作用
- ③ 石綿の取扱い上の注意事項
- ④ 使用すべき保護具

20 作業の記録（第35条関係）

石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から4年間保存するものとする。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間（直接石綿を取り扱わない者にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿を取り扱う作業の概要及び作業に従事した期間）
- ③ 石綿の粉じんにより著しく汚染された事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

21 健康診断の実施（第40条、第43条関係）

石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後六月以内ごとに一回、また、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行わせなければなりません。

健康診断（定期のものに限る）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

22 保護具等の管理（第46条関係）

保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管し、また、保護具等に付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときはこの限りではありません。

この資料については、神奈川労働局（TEL 045-211-7353）にお問い合わせください。

石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



○健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

○対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにはばく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、対象となります。

○健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
（直接業務及び周辺業務が対象）
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること。）
（直接業務のみが対象）
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。
（直接業務のみが対象）

(注意事項)

- ① 対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3) 両方の従事歴がある方については合算することができます。(2) の従事期間の月数を10倍し、(3) の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。
(例)：(2) に6ヶ月間、(3) に6年間従事していた場合
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≥120ヶ月
→手帳を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

●「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

●「石綿に関する健康管理手帳」の交付について
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

●石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ & A
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

○申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

- ① **健康管理手帳交付申請書**
 - ② **申請者本人が記載した業務歴**
上記①、②に加えて
 - ③ 石綿作業（直接作業及び周辺作業）に従事していたこと及び従事期間について記載された**事業者の証明書**
 - ④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**
 - ⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書**を添付してください。
- 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報は、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注） 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

基発 1 0 2 3 第 6 号
平成 30 年 10 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「新規程」という。）が、平成 30 年 10 月 23 日、告示・適用されたところである。都道府県労働局における運用に係る詳細は追って示す予定であるが、その概要等については、下記のとおりであるので、了知するとともに、関係者に積極的な周知を図られたい。

なお、別添 1 及び別添 2 のとおりそれぞれ国土交通省及び環境省から当該地方支分部局あて通知するとともに、別添 3 のとおり 3 省から都道府県知事あて通知しているので申し添える。

記

第 1 新規程及び旧規程

1 告示の趣旨

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の把握を推進するため、国土交通省では、平成 25 年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年国土交通省告示第 748 号。以下「旧規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を行ってきた。

また、建築物の解体・改修時においては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条及び大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 18 条の 17 の規定に基づき、解体等の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）が必要とされており、厚生労働省及び環境省では、石綿に関し一定の知見を有する等の者が当該調査を行うよう、周知啓発等を行ってきた。

これらの調査に求められる知識や技能は共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれることを踏まえると、これらの調査に携わる者の育成については、一体的に行うことが効果的かつ効率的であると考えられる。

今般、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加えて、解体作業等における石綿含有建材の事前調査に必要な知識を含む総合的な専門的知識を有する者を育成するため、旧規程の内容を発展させ、新規程を制定するものである。

(別紙1参照)

また、本日告示された建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を廃止する件(平成30年国土交通省告示第1203号)により、旧規程が本日廃止されている。

2 告示に基づく地方支分部局に関わる事務

(1) 講習の登録(新規程第2条第2項関係)

新規程においては、厚生労働大臣が講習の登録を行うものとした。

(2) 関係行政機関の長の連携(新規程第19条関係)

厚生労働大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習の登録をしたときは、国土交通大臣及び環境大臣に通知すること等、関係行政機関における連携について規定した。(別紙2参照)

(3) 権限の委任(新規程第20条関係)

講習が実施される規模を勘案し、原則として、厚生労働大臣の権限は都道府県労働局長に、国土交通大臣の権限は地方整備局長、北海道開発局長又は内閣府沖縄総合事務局長に、環境大臣の権限は地方環境事務所長に、それぞれ委任した。(別紙3参照)

3 旧規程からの変更点

新規程においては、主に以下のとおり受講機会の拡大につながる見直しを行い、公正に正確な調査を行うことができる者の育成を推進することとしている。

(1) 講習方法の区分

旧規程においては、建築物石綿含有建材調査者講習を単一のコース(講義、実地研修、筆記試験及び口述試験)とし、その修了者の名称を「建築物石綿含有建材調査者」としていたが、新規程においては、講習を以下の2コースに区分し、それぞれの修了者を当該区分に掲げる名称とした。

① 講義及び筆記試験

「建築物石綿含有建材調査者」

② 講義、実地研修、筆記試験及び口述試験

「特定建築物石綿含有建材調査者」

また、これらのコースは段階的に受講することが可能であるため、「建築物石綿含有建材調査者」があらためて実地研修及び口述試験を修了すれば、「特定建築物石綿含有建材調査者」となることができる。

なお、旧規程における講習修了者(旧規程の「建築物石綿含有建材調査者」)は、あらためて新規程による講習を修了することなく、「特定建築物

石綿含有建材調査者」とみなされる。

(2) 受講資格の拡大

建築物石綿含有建材調査者講習は、旧規程においては、建築に関して一定の知識及び経験を有する者を受講資格としていたが、新規程においては、これらの者に加えて、労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習の修了者等も受講可能とした。

第2 関係通達の改正

次に掲げる通達の一部を別紙4の新旧対照表のとおり改正する。

ア 平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」

イ 平成24年5月9日付け基発0509第10号「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」

※別添1（平成30年10月23日国住指第2365号）、
別添2（平成30年10月23日環水大大発第1810232号）
及び別紙1～3は略

別紙 4

平成 30 年 10 月 23 日付け基発 1023 第 6 号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について」

第 2 新旧対照表

○平成 17 年 3 月 18 日付け基発第 0318003 号「石綿障害予防規則の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 3 細部事項</p> <p>2 第 2 章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置</p> <p>(1) 第 3 条関係</p> <p>ク 第 1 項の調査については、<u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号) 第 2 条第 2 項の講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者並びに日本アスベスト調査診断協会に登録された者等石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。</u></p>	<p>第 2 細部事項</p> <p>2 第 2 章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置</p> <p>(1) 第 3 条関係</p> <p>ク 第 1 項の調査については、<u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成 25 年 7 月 30 日国土交通省公示第 748 号) により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者等石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。</u></p>

○平成 24 年 5 月 9 日付け基発 0509 第 10 号「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査（石綿指針の2）について</p> <p>（2）分析による調査（石綿指針の2-3）について</p> <p>ア 石綿指針の2-1-2の（1）中「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」には、<u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項の講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者並びに日本アスベスト調査診断協会に登録された者が含まれること。</u></p>	<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査（石綿指針の2）について</p> <p>（2）分析による調査（石綿指針の2-3）について</p> <p>ア 石綿指針の2-1-2の（1）中「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」には、<u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年7月30日公示）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び日本アスベスト調査診断協会に登録された者が含まれること。</u></p>

基 発 1 0 2 3 第 7 号
国 住 指 第 2 3 6 6 号
環 水 大 大 発 第 1810232 号
平 成 3 0 年 1 0 月 2 3 日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

国土交通省住宅局長

環境省水・大気環境局長

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について（周知）

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の把握を推進するため、国土交通省では、平成 25 年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年国土交通省告示第 748 号。以下「旧規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきたところです。

また、建築物の解体・改修時においては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条及び大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 18 条の 17 の規定に基づき、解体等の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）が必要とされており、厚生労働省及び環境省では、石綿に関し一定の知見を有する等の者が当該調査を行うよう、周知啓発等を行ってきたところです。

これらの調査に求められる知識や技能は共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえると、

これらの調査に携わる者の育成を一体的に行うことが、効果的かつ効率的であると考えられます。

今般、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加えて、事前調査に必要な知識も含んだ総合的な専門的知識を有する者を育成するため、旧規程の内容を発展させ（本日付で旧規程は廃止）、新たに「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「新規程」という。）を制定することとしました。（別紙参照）

これにより、下記のとおり、受講機会の拡大につながる見直しを行い、公正に正確な調査を行うことができる者の育成を図ってまいりますので、石綿の調査に関連する業務に従事する者等に対する本講習の周知や、石綿含有建材の調査における本講習受講者の積極的な活用について、御協力をお願いします。

つきましては、貴都道府県内の市町村へ新規程を周知いただくとともに、今後ともより一層の石綿対策に努めていただくようお願いします。

記

1. 講習方法の区分

旧規程においては、建築物石綿含有建材調査者講習を単一のコース（講義、実地研修、筆記試験及び口述試験）とし、その修了者の名称を「建築物石綿含有建材調査者」としていましたが、新規程においては、講習を以下の2コースに区分し、それぞれの修了者を当該区分に掲げる名称としています。

①講義及び筆記試験 「建築物石綿含有建材調査者」

②講義、実地研修、筆記試験及び口述試験 「特定建築物石綿含有建材調査者」

また、これらのコースは段階的に受講することが可能であるため、「建築物石綿含有建材調査者」があらためて実地研修及び口述試験を修了すれば、「特定建築物石綿含有建材調査者」となることができます。

なお、旧規程における講習修了者（旧規程の「建築物石綿含有建材調査者」）は、あらためて新規程による講習を修了することなく、「特定建築物石綿含有建材調査者」とみなされます。

2. 受講資格の拡大

建築物石綿含有建材調査者講習は、旧規程においては、建築に関して一定の知識及び経験を有する者を受講資格としていましたが、新規程においては、これらの者に加えて労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習の修了者等も受講可能としています。

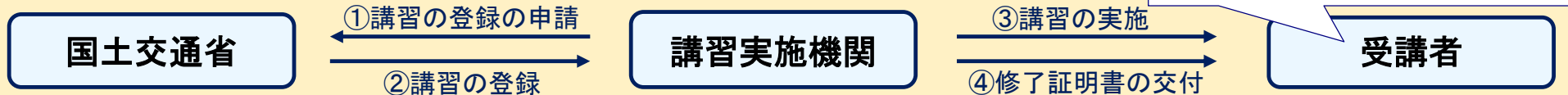
以上

建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の見直しについて

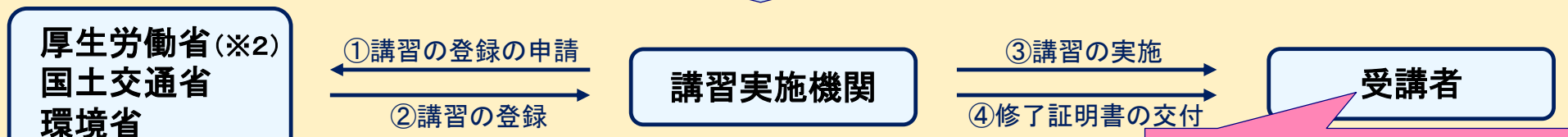
- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。(H25国交省告示による旧制度を発展。)
- 建築に関する知識・経験を有する者のほか、新たに石綿関係作業の知識を有する石綿作業主任者も講習の受講対象とする。

講習の登録制度の見直し

<旧制度(H25~H30.10.22)>



<見直し後(H30.10.23~)>



(※1) 旧制度の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす
 (※2) 登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施

	講習の方法	
	講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース	講義及び筆記試験によるコース
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	建築物石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	レベル1, 2, 3(通常の使用状態の調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定)	

表中の赤字は、旧制度からの主な変更点を示す。